

令和2年第2回定例会委員意見概要及び提言の方向性について

前回（6月16日）の特別委員会において、重点調査項目に関して出された各委員の意見概要は以下のとおりであり、これらの意見を総合し、委員会としての提言の方向性をまとめた。

（1）重点調査項目2 避難支援のあり方

令和2年度大規模水害における避難等対応方針（案）について

1 風水害時の本部体制

意見概要		提言の方向性	
①	避難フェーズや各避難所の状況に合わせて、職員配置体制の充実を図るべき。（山内委員）	1	土木部職員などの専門職の知識・経験を生かした本部体制や避難フェーズ、各避難所の状況に合わせた職員配置など、全庁連携体制の強化を図るべき。
②	土木部職員などの専門職の知識・経験を生かした本部体制や職員配置を行い、全庁連携体制の強化を図るべき。（山内委員）		
③	災害対策本部を設置する前に、区長を本部長とする水防本部を設置していることを、区民をより安心させるために積極的に広報すべき。（さかまき委員）	2	災害対策本部を設置する前に、区長を本部長とする水防本部を設置していることを、区民をより安心させるために積極的に広報すべき。

2 風水害情報の発信・伝達

意見概要		提言の方向性	
①	台風19号などの事例を参考にして、場当たりの対応にならないように、各関係機関と適切に連携していくべき。（長瀬委員）	1	台風19号などの過去の事例を参考にして、区民に対して日頃から風水害時に備えた情報発信をしていくことや、次の事態を想定した対応が出来るよう、町会・自治会や学校防災連絡会などとの情報伝達体制の強化を図り、各関係機関と適切な連携体制を整備していくべき。
②	学校防災連絡会や消防署などといった各関係団体との情報伝達体制の強化を図るべき。（おばた委員）		
③	区を挙げての防災に取り組むために、町会・自治会をはじめとした関係団体とより連携体制を整えるべき。（安井委員）		
④	各町会・自治会に対して、学校等緊急連絡メールを活用するなど、より良い情報伝達方法を検討していくべき。（いらい委員）		
⑤	風水害の情報については、区民に対して、日頃から情報発信、周知、連絡体制を充実していくべき。（山内委員）		

3 避難行動と避難所開設

意見概要		提言の方向性	
①	他区の状況を踏まえながら、緊急の垂直避難先の確保に向けて、東京都やUR住宅を所管する独立行政法人との協定を早急に締結すべき。（大田委員・成島委員）	1	国や東京都による大規模水害時の広域避難や垂直避難のあり方の検討の方向性を見据えながら、区として東京都やUR都市機構との協定等を含めた、垂直避難のあり方を検討すべき。
②	国や東京都の動向を見据えながら、区として垂直避難のあり方を検討すべき。（田中委員）		
③	避難誘導において警察署と消防署との連携が必要となるため、具体的な対応方法を検討すべき。（おばた委員）	2	避難誘導において警察署と消防署との連携が必要となるため、具体的な対応方法を検討すべき。
④	「中小河川」の表現を具体的な河川名に変更することや目次をつけるなど、区民がより身近に感じてわかりやすい対応方針にすべき。（山内委員）	3	避難等対応方針（案）に記載されている「中小河川」の表現を具体的な河川名に変更することや目次をつけるなど、区民がより身近に感じてわかりやすい内容にすべき。

5 要配慮者への対応

意見概要		提言の方向性	
①	福祉避難所の運用方法等をはじめとした、要配慮者の支援に対する各関係機関との連携体制をより一層整えるべき。(大田委員)	1	福祉避難所の運用方法等をはじめとした、要配慮者の支援に対する各関係機関との連携体制をより一層整えるべき。
②	世田谷区のような区独自の個別支援カードを作成し、要配慮者に対する支援者を通じた風水害に備えた啓発と注意喚起の際に活用すべき。(成島委員)	2	他区の先進事例も参考に、要配慮者の現況等を記載した区独自の個別支援カードを作成し、住民防災組織や民生・児童委員などの支援者に提供することで、支援者を通じた風水害に備えた啓発と注意喚起の際に活用すべき。また、各支援者が二次被害に遭わないように、風水害に伴う安全面に留意した避難行動等の方法や情報伝達体制を速やかに整備すべき。
③	住民防災組織や民生・児童委員などの支援者に対して、風水害に伴う具体的な避難行動等の情報伝達体制を速やかに整備すべき。(山内委員)		
④	要配慮者への対応している各支援者たちが、新たな風水害の被害にあわないよう、安全面に留意した対応を検討すべき。(田中委員)		
⑤	水害リスクの特に高い要配慮者への個別支援計画については、介護事業者等のマンパワーを活用しながら早急に作成できる体制を構築すべき。(成島委員)	3	水害リスクの特に高い要配慮者への個別支援計画については、介護事業者等と連携を図るなど、早急に作成できる体制を構築すべき。また個別支援計画は、人工呼吸器の方だけでなく、必要度の高い方にまで対象を広げていくよう作成すべき。
⑥	要配慮者の個別支援計画は、人工呼吸器の方だけでなく、人工透析の方まで対応出来るよう作成すべき。(しいな委員)		
⑦	避難行動要支援者名簿の登録要件にある愛の手帳は1～3度までを該当としているが、軽度である4度までの拡充を検討すべき。(山内委員)	4	避難行動要支援者名簿の登録要件の一つである愛の手帳は1～3度までを該当としているが、漏れなくきめ細かに避難支援を行うために、軽度である4度までの拡充を検討すべき。

(2) 重点調査項目3 避難所開設・運営のあり方 令和2年度大規模水害における避難等対応方針(案)について 4 避難所運営

意見概要		提言の方向性	
①	各避難所は、十分な換気の実施や区民の避難状況に応じたスペースの確保など、より一層取組みを進めていくべき。(田中委員)	1	各避難所は感染症拡大防止の観点から、十分な換気の実施や区民の避難状況に応じたスペースの確保など、安全な避難所運営に向けた取組みをより一層進めるべき。
②	風水害時の避難所運営において、災害状況によってどのような避難環境となるのか整理し、区民に対してより一層丁寧に周知すべき。(田中委員・大田委員)	2	風水害時の避難所運営において、自主避難所と指定避難所の相違点を明確化し、スムーズに避難所利用が出来るよう、予め区民に丁寧に周知すべき。また、区職員のみでの円滑な運営が出来ないことも想定されるため、地域の方々や消防団をはじめとした各関係機関と連携しながら避難所を運営することを検討すべき。
③	地域の方々や消防団をはじめとした各関係機関との綿密な連携のもと、円滑な避難所を運営することを検討すべき。(田中委員)		
④	災害時動物救護活動は区内獣医師会と協定も結んでいることについて、区民に対して積極的に周知すべき。(しいな委員)	3	災害時動物救護活動は板橋区獣医師会と協定も結んでおり、相互の協力体制を整えていることを区民に対して積極的に周知すべき。また、ペット避難の受入条件等は、各関係機関と意見交換をした上で、その都度より良い内容に改善すべき。
⑤	ペット避難の受入条件等は、板橋区獣医師会など関係機関と意見交換をした上で、その都度より良い内容に改善すべき。(安井委員)		

(3) 重点調査項目1 災害に対する備えや災害に強いまちづくり がけ・よう壁改修専門家派遣事業の開始について

意見概要		提言の方向性	
①	専門家派遣の対象者が、区市町村税及び軽自動車税を滞納していない方となっているが、社会全体の新型コロナウイルスの影響による業績悪化を鑑みながら、相談があれば柔軟に対応を検討すべき。(川口委員)	1	専門家派遣の対象者が、区市町村税及び軽自動車税を滞納していない方となっているが、社会全体の新型コロナウイルスの影響による業績悪化を鑑みながら、相談があれば柔軟に対応を検討すべき。